

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 2 章 土地及び土地の上に存する権利 第 2 節 宅地及び宅地の上に存する権利</p> <p>(路線価方式)</p> <p>13 路線価方式とは、その宅地の面する路線に付された路線価を基とし、15((奥行価格補正))から <u>20-7</u> ((容積率の異なる 2 以上の地域にわたる宅地の評価)) までの定めにより計算した金額によって評価する方式をいう。</p> <p>(がけ地等を有する宅地の評価)</p> <p>20-5 がけ地等で通常の用途に供することができないと認められる部分を有する宅地(次項の定めにより評価するものを除く。)の価額は、その宅地のうちに存するがけ地等ががけ地等でないとした場合の価額に、その宅地の総地積に対するがけ地部分等通常の用途に供することができないと認められる部分の地積の割合に応じて付表 8 「がけ地補正率表」に定める補正率を乗じて計算した価額によって評価する。</p> <p>(土砂災害特別警戒区域内にある宅地の評価)</p> <p><u>20-6</u> 土砂災害特別警戒区域内(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 9 条((土砂災害特別警戒区域)第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域の区域内をいう。以下同じ。))となる部分を有する宅地の価額は、その宅地のうちの土砂災害特別警戒区域内となる部分が土砂災害特別警戒区域内となる部分でないものとした場合の価額に、その宅地の総地積に対する土砂災害特別警戒区域内となる部分の地積の割合に応じて付表 9 「特別警戒区域補正率表」に定める補正率を乗じて計算した価額によって評価する。</p> <p>(容積率の異なる 2 以上の地域にわたる宅地の評価)</p> <p><u>20-7</u> 容積率(建築基準法第 52 条に規定する建築物の延べ面積の敷地面積に対す</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 土地及び土地の上に存する権利 第 2 節 宅地及び宅地の上に存する権利</p> <p>(路線価方式)</p> <p>13 路線価方式とは、その宅地の面する路線に付された路線価を基とし、15((奥行価格補正))から <u>20-6</u> ((容積率の異なる 2 以上の地域にわたる宅地の評価)) までの定めにより計算した金額によって評価する方式をいう。</p> <p>(がけ地等を有する宅地の評価)</p> <p>20-5 がけ地等で通常の用途に供することができないと認められる部分を有する宅地の価額は、その宅地のうちに存するがけ地等ががけ地等でないとした場合の価額に、その宅地の総地積に対するがけ地部分等通常の用途に供することができないと認められる部分の地積の割合に応じて付表 8 「がけ地補正率表」に定める補正率を乗じて計算した価額によって評価する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(容積率の異なる 2 以上の地域にわたる宅地の評価)</p> <p><u>20-6</u> 容積率(建築基準法第 52 条に規定する建築物の延べ面積の敷地面積に対す</p>

改正後	改正前								
<p>る割合をいう。以下同じ。)の異なる2以上の地域にわたる宅地の価額は、15((奥行価格補正))から前項までの定めにより評価した価額から、その価額に次の算式により計算した割合を乗じて計算した金額を控除した価額によって評価する。この場合において適用する「容積率が価額に及ぼす影響度」は、$14 - 2((地区))$に定める地区に応じて下表のとおりとする。</p> <p>(算式) (省 略)</p> <p>○ 容積率が価額に及ぼす影響度 (省 略)</p> <p>(注) (省 略)</p> <p>付表9 <u>特別警戒区域補正率表</u></p> <table border="1" data-bbox="190 630 638 837"> <thead> <tr> <th>特別警戒区域の地積 総地積</th> <th>補正率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.10以上</td> <td>0.90</td> </tr> <tr> <td>0.40〃</td> <td>0.80</td> </tr> <tr> <td>0.70〃</td> <td>0.70</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) <u>がけ地補正率の適用がある場合においては、この表により求めた補正率ががけ地補正率を乗じて得た数値を特別警戒区域補正率とする。ただし、その最小値は0.50とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3節 農地及び農地の上に存する権利</p> <p>(農地の分類)</p> <p>34 農地を評価する場合、その農地を36((純農地の範囲))から36-4((市街地農地の範囲))までに定めるところに従い、次に掲げる農地のいずれかに分類する。</p> <p>(1)~(4) (省 略)</p> <p>(注) 1 上記の農地の種類と①農地法、②農業振興地域の整備に関する法律、③都市計画法との関係は、基本的には、次のとおりとなる。</p>	特別警戒区域の地積 総地積	補正率	0.10以上	0.90	0.40〃	0.80	0.70〃	0.70	<p>る割合をいう。以下同じ。)の異なる2以上の地域にわたる宅地の価額は、15((奥行価格補正))から前項までの定めにより評価した価額から、その価額に次の算式により計算した割合を乗じて計算した金額を控除した価額によって評価する。この場合において適用する「容積率が価額に及ぼす影響度」は、$14 - 2((地区))$に定める地区に応じて下表のとおりとする。</p> <p>(算式) (同 左)</p> <p>○ 容積率が価額に及ぼす影響度 (同 左)</p> <p>(注) (同 左)</p> <p>付表9 <u>削除</u></p> <p style="text-align: center;">第3節 農地及び農地の上に存する権利</p> <p>(農地の分類)</p> <p>34 農地を評価する場合、その農地を36((純農地の範囲))から36-4((市街地農地の範囲))までに定めるところに従い、次に掲げる農地のいずれかに分類する。</p> <p>(1)~(4) (同 左)</p> <p>(注) 1 上記の農地の種類と①農地法、②農業振興地域の整備に関する法律、③都市計画法との関係は、基本的には、次のとおりとなる。</p>
特別警戒区域の地積 総地積	補正率								
0.10以上	0.90								
0.40〃	0.80								
0.70〃	0.70								

改正後	改正前
<p>イ 農地法との関係</p> <p>(イ) 農用地区域内にある農地</p> <p>(ロ) 甲種農地（農地法第4条（<u>農地の転用の制限</u>）第6項第1号ロに掲げる農地のうち市街化調整区域内にある農地法施行令（昭和27年政令第445号）<u>第6条</u>に規定する農地。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 第1種農地（農地法第4条第6項第1号ロに掲げる農地のうち甲種農地以外の農地）</p> <p>(ニ) 第2種農地（農地法第4条第6項第1号イ及びロに掲げる農地（同号ロ(1)に掲げる農地を含む。）以外の農地）……中間農地</p> <p>(ホ) 第3種農地（農地法第4条第6項第1号ロ(1)に掲げる農地（農用地区域内にある農地を除く。））……市街地周辺農地</p> <p>(ハ)及び(ト) (省 略)</p> <p>ロ及びハ (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 無体財産権 第9節 営業権</p> <p>(平均利益金額等の計算)</p> <p>166 前項の「平均利益金額」等については、次による。</p> <p>(1) 平均利益金額</p> <p>平均利益金額は、課税時期の属する年の前年以前3年間（法人にあっては、課税時期の直前期末以前3年間とする。）における所得の金額の合計額の3分の1に相当する金額（その金額が、課税時期の属する年の前年（法人にあっては、課税時期の直前期末以前1年間とする。）の所得の金額を超える場合には、課税時期の属する年の前年の所得の金額とする。）とする。この場合における所得の金額は、所得税法第27条（事業所得）第2項に規定する事業所得の金額（法人にあっては、法人税法第22条第1項に規定する所得の金額に損金に算入された</p>	<p>イ 農地法との関係</p> <p>(イ) 農用地区域内にある農地</p> <p>(ロ) 甲種農地（農地法第4条第2項第1号ロに掲げる農地のうち市街化調整区域内にある農地法施行令（昭和27年政令第445号）<u>第12条</u>に規定する農地。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 第1種農地（農地法第4条第2項第1号ロに掲げる農地のうち甲種農地以外の農地）</p> <p>(ニ) 第2種農地（農地法第4条第2項第1号イ及びロに掲げる農地（同号ロ(1)に掲げる農地を含む。）以外の農地）……中間農地</p> <p>(ホ) 第3種農地（農地法第4条第2項第1号ロ(1)に掲げる農地（農用地区域内にある農地を除く。））……市街地周辺農地</p> <p>(ハ)及び(ト) (同 左)</p> <p>ロ及びハ (同 左)</p> <p>2 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">第7章 無体財産権 第9節 営業権</p> <p>(平均利益金額等の計算)</p> <p>166 前項の「平均利益金額」等については、次による。</p> <p>(1) 平均利益金額</p> <p>平均利益金額は、課税時期の属する年の前年以前3年間（法人にあっては、課税時期の直前期末以前3年間とする。）における所得の金額の合計額の3分の1に相当する金額（その金額が、課税時期の属する年の前年（法人にあっては、課税時期の直前期末以前1年間とする。）の所得の金額を超える場合には、課税時期の属する年の前年の所得の金額とする。）とする。この場合における所得の金額は、所得税法第27条（事業所得）第2項に規定する事業所得の金額（法人にあっては、法人税法第22条（<u>各事業年度の所得の金額</u>）第1項に規定する</p>

改正後	改正前
<p>繰越欠損金の控除額を加算した金額とする。)とし、その所得の金額の計算の基礎に次に掲げる金額が含まれているときは、これらの金額は、いずれもなかったものとみなして計算した場合の所得の金額とする。</p> <p>イ～ハ (省略) (2)及び(3) (省略)</p>	<p>所得の金額に損金に算入された繰越欠損金の控除額を加算した金額とする。)とし、その所得の金額の計算の基礎に次に掲げる金額が含まれているときは、これらの金額は、いずれもなかったものとみなして計算した場合の所得の金額とする。</p> <p>イ～ハ (同左) (2)及び(3) (同左)</p>